

社会資本整備審議会

建築分科会（第47回）、建築基準制度部会（第21回）及び

建築環境部会（第25回）合同会議

令和7年4月18日

【事務局】 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから、社会本整備審議会建築分科会、建築基準制度部会、建築環境部会の合同会議を開催いたします。本日は、お忙しい中、多数の委員の皆様に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の資料は、議事次第の次のページ、配付資料一覧に記載のとおりでございます。また、本日の資料には、資料下中央に赤字で通しのページ番号を記載しております。御発言の際に資料を参照される場合は、赤字のページ番号をお示しくくださるようお願いいたします。

また、本日の分科会は公開で開催しております。事前にお申込みいただいた方につきましてはウェブにて傍聴を可能としておりますが、カメラ撮りにつきましては、冒頭から議事に入るまでの間に限らせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日の議事録は、内容について委員に御確認いただいた後、委員の氏名を伏せた形で、配付資料とともに国土交通省のホームページで一般に公開いたします。あらかじめ御了承いただければと思います。

次に、委員の御紹介をさせていただきます。建築分科会、建築基準制度部会及び建築環境部会の委員につきましては、令和3年1月の前回開催から委員の改選がございました。資料1、資料2、資料3として、それぞれ分科会、部会の委員名簿を御用意しておりますが、委員のお名前の下に下線を付させていただいている方が、前回の建築分科会、建築基準制度部会及び建築環境部会の開催の後に新たに委員に御就任いただいた方です。これらの委員名簿をもって、委員の先生方の御紹介に代えさせていただきます。

また、建築分科会の分科会長及び分科会長代理につきましては、書面による互選の結果、分科会長については〇〇先生に、分科会長の指名により、分科会長代理につきましては〇〇先生に、それぞれ令和7年3月13日付で御就任いただいております。

また、事務局の出席者につきましては、座席表のとおりです。よろしくお願いいたします。

続きまして、定足数の確認ですが、本日は、建築分科会、建築基準制度部会及び建築環境部会の合同会議として開催させていただいております。建築分科会につきましては、分科会

委員及び臨時委員の２８名のうち２３名、建築基準制度部会につきましては、部会委員及び臨時委員１３名のうち、１２名、建築環境部会につきましては、部会委員、臨時委員１０名のうち８名の御出席を賜っております。社会資本整備審議会令第９条により、分科会及び両部会いずれの会も成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、出欠状況ですが、本委員の〇〇委員、〇〇委員、臨時委員の〇〇委員、〇〇委員、専門委員の〇〇委員、〇〇委員におかれましては、所用のため御欠席との連絡をいただいております。そのほか遅れて御出席いただく委員や、途中退席される委員もいらっしゃる予定です。よろしくお願いします。

それでは、議事に先立ちまして、住宅局長より御挨拶を申し上げます。

【住宅局長】 おはようございます。本日は、大変お忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

先ほどお話ありましたけれども、本分科会、前回は令和４年の１月でございますので、３年ぶりの開催ということでございます。前回の開催におきましては、答申を取りまとめたいただきました。それを受けて、建築物省エネ法、建築基準法等の改正を一体的に行いまして、ちょうど今月、全面施行を迎えたところでございます。内容として、全ての建築物に対する省エネ基準の適合義務化、それから４号特例の縮小など、市場への影響が大変大きい改正が含まれております。円滑な施行を図るために、これまで業界の皆様方にも全面的な御協力をいただきまして、徹底して準備を進めてまいりました。これからも当面は、よく動向を注視いたしまして、緊張感を持って対応してまいりたいというふうに考えてございます。

本日から始まります今回の分科会におきましては、前回の答申で継続検討とされた課題を含めまして、広く建築分野に係る施策の方向感を整理するために、中長期のあり方について御審議をいただきたいと考えてございます。現在、住宅の分野におきましては、住宅宅地分科会のほうで、住生活基本計画の見直しということを念頭に、２０５０年を見据えた住宅政策全体の中長期的な方向性について御審議をいただいております。建築分野におきましても、様々な社会の変化、人口減少、少子高齢化、ストックの活用、災害の激甚化・頻発化、ＤＸの推進等々ございますが、そういった変化を念頭に置きまして、次の時代に向けて建築に関する制度はどうあるべきか、ということについて、御審議をぜひお願いを申し上げたいというふうに考えております。その中で、例えば省エネ、カーボンニュートラルの関係につきましては、２０５０年カーボンニュートラルの実現というものに向けて、これまで省エネ対策を進めてまいりましたけれども、それに加えて、建築物のライフサイクル全体での脱炭

素化の推進ということについても御議論をお願いしたいと思っているところでございます。

今回新たに加わっていただく先生方もいらっしゃいます。委員の先生方には、建築分野の未来に向けまして、既存の枠組み、御専門の枠などにとらわれることなく、日頃お感じになっていること、お考えになっていることを積極的に、忌憚のない御発言をぜひお願いできればと思っております。また、本日は、これ以外にも、住宅性能表示制度の見直しや耐震目標の見直しについても御審議、御報告をさせていただく予定でございます。大変盛りだくさんの議事で恐縮でございますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上です。

【事務局】 それでは、これより議事に入ります。カメラ撮りはここまでとなりますので、報道関係の方は御退出をお願いいたします。

今回は、建築分科会、建築基準制度部会、建築環境部会の合同開催です。以降の議事運営につきましては、〇〇分科会長をお願いしたいと存じます。分科会長、どうぞよろしくお願い致します。

【分科会長】 ありがとうございます。分科会長を務めさせていただきます〇〇でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

先ほど局長からのお話にございましたけれども、建築のこれからのあり方について、広く高い立場からいろいろ御議論いただきたいというふうをお願いをしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。今日はウェブ参加も入れますと50名近いということですので、てきぱきやりたいと思いますので、こちらのほうもどうぞよろしく御協力のほどお願いいたします。

それでは、最初の議事でございますけれども、これは（１）にございます建築基準制度部会及び建築環境部会の部会長の互選でございます。

本議事は、建築基準制度部会及び建築環境部会に関する事項でございますので、両部会に所属する委員が対象でございます。環境部会、それから基準制度部会の前部会長、これはいずれも私が務めさせていただいておりましたけれども、今年2月27日付で部会の委員の任期が更新されております。ということで、新たに部会長を選任する必要があります。

参考資料1にございますように、社会資本整備審議会令第7条第4項によりまして、部会長は同部会に所属する本委員の互選により選任することになっておりますが、どなたか御推薦をお願いできますでしょうか。

では、〇〇先生。

【〇〇委員】 建築基準制度部会及び建築環境部会について、それぞれ〇〇委員を推薦させていただきたいと思います。

【分科会長】 ただいま〇〇委員から私を御推薦いただきましたが、いかがでございましょうか。よろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【分科会長】 では、お認めいただいたということでございますので、私が引き続き、建築環境部会及び建築基準制度部会の部会長を務めさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、部会長代理の指名でございます。

参考資料1にございますように、社会資本整備審議会令第7条の第6項によりますと、部会長があらかじめ指名するということになってございますので、私から部会長代理を指名させていただきたいと存じます。

建築基準制度部会及び建築環境部会のいずれにつきましても、〇〇委員に部会長代理をお願いしたいと存じます。〇〇委員、よろしくお願いいたします。

【分科会長代理】 よろしく申し上げます。

【分科会長】 続きまして、議題の2でございます。今後の建築基準制度のあり方及び今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方についてでございます。

本議事につきましては、分科会及び両部会に属する全ての委員が対象となります。

まずは、審議に当たりまして、本分科会における議論の方向性と検討のスケジュールについて、事務局より御説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【事務局】 私からは、資料4－1と資料5を説明させていただきます。

まず、資料4－1です。建築分科会での議論につきましては、主に建築基準関係の平成24年の諮問と、省エネルギー関係の平成26年の諮問、この2つに基づきまして、前者の建築基準関係につきましては、これまで4本の答申、後者につきましては3本の答申をいただいています。その答申に基づき、様々な法改正等行われてきました。建築基準の関係につきましては、平成25年の耐震改修促進法の改正、それから平成26年及び平成30年にそれぞれ、木造の緩和措置や構造適判制度の見直し、既存ストックの有効活用に関する法改正等を行っています。それから省エネにつきましては、平成27年、平成31年に建築物省エネ法を制定及び改正いたしまして、省エネ基準の適合義務の順次の拡大やトップランナー制度の創設、こういったことを行ってきたおります。

そして、令和4年2月の答申に基づき、先ほど局長の御挨拶にもございましたが、令和4年の建築基準法及び建築物省エネ法の改正を行っております。この中で、省エネ基準の全面義務づけ、それから木材の利用促進ですとか、いわゆる4号特例の縮小、こういったことを行ってまいりました。それぞれその時々々の社会課題に応じて改正を行ってきたところです。特に直近の令和4年の改正は、この4月に全面施行を迎えたところです。それぞれの法改正の内容につきましては、参考資料3のほうに内容を詳しく御紹介しております。また適宜御参照いただければと思います。

今回の審議ですが、建築行政を取り巻く状況は日々変化しております。最近では人手不足や建設費の高騰といったような、社会状況の変化にも直面しています。そうした中で、今後の建築行政についてどのような方向で進めていくべきか、こういったことについて大所高所から幅広く御議論いただきたいと思います。

(資料P. 8) 前回令和4年の答申の際に、議論の積み残し、今後引き続き検討すべきとお示しいただいている課題が6つございます。もちろん議論をこの6項目に限る必要は全くございませんが、一応議論のキックオフとして参考に御紹介させていただきます。

1つ目が、建築物の質の向上に向けた政策のあり方、誘導のあり方、こういったものがどうあるべきかと、いうこと。2つ目が、既存の建築ストックの有効活用に向けた多様な方策や手続のあり方。3つ目が木材利用の促進についての施策のあり方。4つ目が、新技術ですとか新材料、こういったものの導入を促進するための制度のあり方。5つ目が、持続可能な市街地の実現に向けた、いわゆる集団規定のあり方。最後6つ目が、官民の技術者の確保・育成や、技術向上に向けた業務や資格制度のあり方、こういったものを引き続き検討すべき課題としてお示しいただいています。

(資料P. 9) 復習というわけではないですが、現在までの建築基準法、それから個別の課題に応じた関連法、さらに市街地、まちづくりに関する法律の系譜です。昭和25年に、それまでの市街地建築物法、いわゆる物法に代わりまして、全ての建築物の安全性の確保等を目的に、建築基準法が制定されました。そして昭和期には、市街地の火災や宮城県沖地震、こういったものを背景に、防火・避難規定の強化や耐震基準の強化などが行われてきています。また、人口集中等を背景に、右のほうですが、都市計画法や都市再開発法、こういったものが整備されてまいりました。平成に入りますと、ストックはある程度充足する一方で、省エネや健康といった視点、ストックの有効活用、さらに構造計算書偽装問題などの欠陥住宅問題がクローズアップされ、建築基準法だけでなく、住宅品質法や建築物省エネ法など、

個別課題に応じた法整備を行ってきています。

一番下でございます。現在から将来に向けて、クエスチョンマークを付してございますが、これからの大きな社会情勢の変化、人口減少ですとか、ストックがある程度充足している、こういった社会情勢の中で、建築行政全体としてどのような方向に向かっていくべきかについて御議論いただければと考えております。

(資料P. 10) 議論のキックオフといたしまして、こんな切り口が考えられるのではないかとということで、左側に社会経済情勢の変化、右側に、前のページで御紹介した残された課題をお示ししています。これら残された課題には、個別対応ではなく、大きな社会的変化に対応しつつ、建築の造り手、行政の担い手、様々な関係者の御意見をいただきながら施策全体を連携させて、時間軸を持って取組を進めていくことが必要と考えております。

その上で、市場に対する事前明示性のあるような中長期的なビジョン、こういったメッセージを示すことも必要ではないかと考えています。また一方で、中には早急に取り組む必要があるような内容もあると思いますので、こういったものも議論の対象として、必要に応じて対応策を検討してまいりたいと考えております。

(資料P. 11) ここからは、まず先ほどの残された課題を基に、事務方のほうで、こんなことも考えられるのではないかとという問題意識を例示させていただいております。もちろんこれと違う考えもあると思います。また、それと違う見方というようなものがあると思いますので、あくまでも議論のきっかけとして捉えていただければと思います。上段に課題、中段にその課題を取り巻く現状、そして一番下は、例えばこんなことが考えられるのではないかとというような問題意識を例示していますので、議論のきっかけとして御覧いただければと思います。

まず初めに、1つ目の建築物の質の向上です。住宅分野は住宅品質法におきまして、構造や防火、省エネなど、質の評価や表示のルールが定められておりますが、一方で、住宅以外の建築物は多様な用途、目的があることから、どのような質をどのように評価、誘導すべきかといった制度体系が整備されていません。中段にありますように、ストックはある程度充足しています。また、ある程度安全に活用できるような新耐震のストックも、例えば法人が所有しているものと7割を超えるような状態です。災害への備えとして耐震性でなく、例えば病院などの機能継続性の必要性、多様な生活環境や働き方に対応した建築物のあり方、環境性能へのニーズの高まりといったような状況がございます。下のほうにC A S B E Eの普及状況などもお示ししています。

そういった中で、例えば建築物の質を、どのような社会情勢を踏まえて、どのように誘導すべきか、そして最低基準はどうあるべきか、また誘導すべき質とはどのようなものがあって、どのようなレベルのものか、こういったものを一定程度社会に示すべきではないかといった論点が考えられると思います。

（資料P．1 2）次に、既存の建築物のストックの有効活用です。既存の建築物を改修したり用途変更したりする場合に、現行の建築基準法は、基本的には今の現行基準に合わせてくださいということがいわゆる原則になっておりますが、ストックの有効活用を図っていくために、どのような方策が考えられるかということです。

中段左側のように、今後はいわゆるサーキュラーエコノミーのように、従来の3 Rから、経済活動としての循環社会をつくるというような方向性もございます。また、個別の課題としては、既存建築物の用途変更のニーズや、歴史的な建築物の活用のためのソフト対策などの代替措置などの取組が行われております。また、左下の廃棄物対策について少し補足いたしますと、いわゆるテナントビルでは、完了検査時に一旦仮の内装を仕上げて完了検査を受けた上で、入居テナントのニーズに合った改修を行い、仮の内装は廃棄するというようなことも行われているようでございます。こういった廃棄物をどうやって減らしていくかということも問題意識としては考えられるかと思えます。

いわゆる新築の基準を前提とした現在の基準や手続の体系について、既存ストックの活用やリサイクル材の活用、こういったものを前提とする、もしくはこういったものをうまく導入していく場合に制度体系としてどのようなものが考えられるのかといったことが、論点として考えられると思います。

（資料P．1 3）次は木材利用の促進です。中段左側ですが、近年、中大規模の木造建築物のプロジェクトが進んでいます。こうした取組と並行して、右にありますように、木造建築物の耐久性の評価やニーズ、こういったものも高まっています。こうした中で、木材利用の可能性をさらに拡大するために、どのような方法が考えられるか、また、どのように評価すべきか、支援のあり方はどうかといった論点が考えられると思います。

（資料P．1 4）新材料もしくは新技術の導入促進です。中段の左側、平城宮跡の第一次大極殿院の復元計画です。こうした大規模な木造建築物は、現行の防火や避難の面で、高さや面積が現行の制度では想定していないものであり、現状は特別な認定制度により計画を進めています。また、右側は3 Dプリンターによる建設です。3 Dプリンターは省力化だけでなく、多様な材料や環境配慮、もしくはB I MやD Xとの相性がいいということなどメリ

ットが大きい一方で、使用する材料・部材はJ I S等で標準化されていないため、個別の認定が必要になります。

こういった新材料や新技術、もしくは今まで想定していないようなプロジェクトについて、建築物の質の向上やコストダウン、省力化が期待されますが、一方で、現行制度は必ずしもこうしたものを前提としていない制度となっております。安全性を確保しつつ、こういった新しい技術、材料を導入しやすい制度のあり方はどのようなものかといった論点も考えられるかと思います。

(資料P. 1 5) 建築基準法には、いわゆる単体規定のほかに、用途や建蔽率、容積率、高さなどの集団規定というものがございます。社会の変化や多様化に伴って、これまで想定していなかったような用途が求められております。現状は、その都度、特例許可などで対応しています。中段左側は最近の特例許可などの例ですが、例えば住居専用地域内にコンビニエンスストアがあるということも、かなり当たり前になっているようなところもございます。また、ビルの中で野菜を育てる、いわゆる植物工場や、人口減少に伴い廃校になった校舎の利用、こういったものは、これまでの制度では一般的に想定していないようなものです。現状は特例許可で個別に対応していますが、こういったものについて今後どう促していくべきかということもあると思います。

また、右側は狭隘道路の状況です。依然として4メートル未満のいわゆる狭隘道路が多く残っています。こういった中で、例えば空き家や、なかなか更新が進まないような狭隘道路やその周辺をどうしていくべきかというのも論点かと思います。こういった集団規定につきまして、これから持続可能な市街地の実現に向けて、こういった仕組みであるべきかということも論点として考えられます。

(資料P. 1 6) 最後、人材確保・育成です。他の分野と同様に、建築の世界でも人材が不足してきています。人材の育成・確保や技術向上、もしくは資格制度のあり方なども議論の対象となってくるかと思います。中段にありますように、建築士や大工、建築工事を支える技術者は高齢化が著しく進んでいます。今後大きく減少する見込みです。また、中段真ん中にありますように、建築行政を支えている行政職員、もしくは民間の確認検査員、こういった方々も高齢化して、今後減少していく可能性がございます。

一方で、右側にありますように、新しい技術によって設計や施工のプロセスを効率化したり、新たな付加価値を生むようなことも期待できる部分もあると思います。建築生産の担い手の確保、それから行政分野の担い手確保、こういったものをどう進めていくかということのも

今後の論点かと思えます。

(資料P. 17) この建築分科会のほかに、もう一つの分科会でございます住宅宅地分科会、こちらで現在、住生活基本計画の見直しの議論が行われております。ちょうど昨日もこの同じ場所で住宅宅地分科会が開催されております。

現行の計画は令和3年ですので、令和8年3月の改定に向けて議論を進めています。「住まうヒト、住まうモノ、住まいを支えるプレーヤー」という視点で御議論いただいているところですが、特に「住まうモノ」や「住まいを支えるプレーヤー」、こういった部分は建築分野との関わりが大きい部分です。こういった関わりが大きい部分、幾つか御意見もいただいております。例えば、右上の「住宅」の範囲、民泊ですとかSOHO、用途変更など、こういったものもこれからいろいろ議論が出てくると思えます。また、下のほうには人材の確保・育成、こういったものも住まいを支える上では大きな問題となっておりますので、共通の課題かなというふうに考えてございます。

続きまして、資料5のほうで今後のスケジュールを御説明したいと思います。

今回の議論は大きく分けると、建築基準制度のあり方、それから住宅・建築物の省エネ対策のあり方、大きく2つの分野で御議論いただくこととしております。今後それぞれの分野につきまして、有識者の方もしくは実務者の方にサブワーキングのような形で懇談会や検討会を開催させていただき、集中的な議論を行った上で、9月か10月頃に、まずは検討の方向性の素案として、この建築分科会、両部会にお示ししたいと考えております。その上で、基準制度部会、建築環境部会において御議論いただき、年末年始ぐらいには中間的な取りまとめを行いたいと考えております。特に中長期的なビジョンにつきましては、さらに具体的な議論を進めていきたいと考えております。令和9年頃のビジョンの取りまとめを予定しています。こういったスケジュールで進めていきたいと思っております。

それから、それぞれの検討会や懇談会の概要につきましては、資料5の後ろのほうにお示ししております。省エネのほうは、後ほど省エネの関係でお示しいたしますが、建築行政の中長期的なあり方、それから集団規定のほうは、既に設置して議論がスタートしている検討会がございますので、この中で御議論いただきたいと考えております。こういったものを取りまとめて、9月、10月ぐらいに、この分科会・部会の場でまた御議論いただきたいと考えております。

【事務局】 続きまして、省エネの関係、特に今回LCAについて御議論いただければと思います。

資料ですが、通しページの18からになりますが、まず19ページを御覧ください。建築物のライフサイクルカーボンの算定・評価についてです。ライフサイクルアセスメント、LCAと言っていますが、これは建築物を構成する各部材・設備の製造、施工、使用、それから解体に至るまでのライフサイクル全体において発生するカーボンを算定・評価するものです。右の図は試算ですが、ライフサイクルのCO₂のうち、建築物の使用段階での排出、オペレーショナルカーボンと呼んでおりますが、これが5割、それから建設段階、これはアップフロントカーボンと言っておりますが、これが3割、そのほか改修や解体段階で2割というような割合になっております。

20ページをお開きください。建築物のLCAが求められる背景です。円グラフは世界のセクター別のCO₂の排出量ですが、建築物関係は37%を占めています。このうち使用に伴う排出につきましては青色部分の27%でして、これは現在、建築物省エネ法等の省エネ施策の推進によって削減を図っている部分ということになります。一方で、その上の緑の部分ですが、建設資材の製造や施工・解体時、これについては10%でして、27%部分の青いところをこれから削減していくに伴って、今後この10%部分をどう削減していくかというのが課題になります。

なお、ここでは書いていませんが、国際的な動向としては、EUにおいて2028年から、1,000平米以上の建築物についてライフサイクルカーボンを算定することを義務づけるというEU指令が出されていることと、有価証券報告書において、サステナブル情報開示を義務づけ、スコープ3を開示することが義務づけられるという動きもありますので、そういったことも背景となっております。

21ページです。LCA算定手法の確立・制度化に向けた検討体制ということです。これまでは、真ん中のゼロカーボンビル推進会議というものがありますが、これは産官学が連携して会議を開催しておりまして、ツールの開発ですとかCO₂の原単位の整備などを検討してきたところです。また、建築物のLCAに関する制度の構築に向けて、右側ですが、関係省庁が連携して検討するために、昨年11月に関係省庁連絡会議を設置して検討してきたというところです。

続きまして、22ページです。先ほど申し上げた関係省庁連絡会議において議論してきた中身で、これはほぼ取りまとまっている基本構想の案です。背景、意義のところについては先ほど説明したので省略いたします。

左下の2の(1)のところですが、目指すべき社会像ということでまとめさせていただいて

おりますが、まず建築物、L C Aが一般的に実施されて、脱炭素化の取組が可視化される。投資家や金融機関、建築物の利用者がそれを評価する。続いて、脱炭素化された建材や建築物の需要が拡大していく、さらに建築生産者や建材製造事業者の脱炭素化の取組が進む、それがまたL C Aを通じて可視化されていくということで、こういった循環を目指していこうということをここでまとめさせていただいています。こういったことでこれから脱炭素化に向けた社会を築いていこうということです。

(2) のアプローチのところでございます。どういう具合に進めていくかというところですが、現時点では、こういったL C Aの取組自体が限定的であったり、あるいはそれを算定するためのC O₂の原単位という整備が必要なんですけれども、こういったものも限定的です。ですので、一気にきつい制度をつくっていくというのはなかなか難しいということで、段階的に制度を構築する方針としております。具体的には、まずは建築物のL C Aの実施を促進し、それを加速化していくということ。それから対象につきましても、規模、用途等を絞ってまずは開始していくこととしております。

右側の3のところ、これからの取組ということですが、赤字のところにありますように、なるべく早く取り組むことと、準備に要する期間を考慮し、2028年度を目途に制度の開始を目指すこととしております。これが基本構想案です。

そして、23ページでございます。こうした基本構想に基案づいて制度化を図っていきたいと思っておりますけれども、この制度化に向けて有識者による検討会を設置させていただきたいと思います。5月から9月にかけて御議論いただく予定としていまして、その議論の結果を踏まえて、本分科会、部会に報告し、御審議いただく予定としていますので、よろしくをお願いします。

以上で説明を終わります。

【分科会長】 ありがとうございます。ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございましたら発言をお願いしたいと思いますけれども、先ほど申しましたように、今日は大変多くの方がおられます。50名近い方がおられますので、誠に恐縮ですが、御質問等は大体1人2分ぐらいをめどに、大変申し訳ございませんけれども、コンパクトにまとめていただければありがたいと思います。大体この議論を11時40分ぐらいまでをめどに議論させていただきたいというふうに考えてございます。それから、議論のキックオフ的な会ということで今回開催してございますので、ぜひ大所高所からの御意見を賜ればと考えてございます。

会場におられる方は、発言される場合には札を立てていただければ、意思を表示されたというふうに認識いたしますので、よろしく御協力のほどお願いをいたします。それから今日は、今2つ、資料の御説明ございましたけれども、まず最初は大枠のほうからスタートして、行ったり来たりでももちろん構わないと思いますけれども、まず大枠のほうからの議論、すなわち先ほどの資料でいくと10ページ辺りの資料で、左側の社会の情勢の変化で考えなければいけないことが足りないものはないかだとか、あるいは右側のほうに残された課題6つございますけれども、残された課題というのだけじゃなくて、これに追加するような議論すべきテーマがないか。あるいは、残された課題の中に、それぞれ11ページ以降の資料に黄色い枠囲みがございますけれども、「例えば」というふうに書いてありますけれども、この「例えば」にさらに追加すべきものがないかといったようなことをイメージしながら御議論いただければよろしいかと思しますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、フロアあるいはウェブ参加の方から御意見を頂戴したいと思いますけれども、まず、時間の関係で先に御発言の御希望がございます〇〇委員、おられますでしょうか。おられたら御意見いただけますでしょうか。

【〇〇委員】 どうもありがとうございます。ただいま御説明いただいた点について、大きく3つ、発言をさせていただこうと思います。

10ページにあります「10年程度の将来を見据えた中長期的なビジョンが必要」という点は、全く同感、賛同するものであります。私自身は環境法分野の法律を専門にしておりますけれども、特に先ほど局長からも、あるいは事務局からも御紹介ありましたけれども、気候変動対策、それで50年カーボンニュートラル、そして国の35年、40年の目標も先般閣議決定しておりますけれども、特にやはり住宅・建築物について、50年頃のストックベースでのネットゼロを実現していく道筋というものを明確にしていけることが、こうした目標との関係でも、それからやはり事業者にとっての準備、予見可能性という点でも非常に重要かと思えます。

アメリカの政権の変更に伴う様々な懸念というのはございますけれども、事務局からもありましたように、欧州の動き、それから資本市場での企業へのライフサイクル全体を通した排出量管理・算定という、そうした資本市場からの要請も踏まえたと、やはりこうしたLCA、それから建築物のゼロエミッション化に向けた着実な道筋を検討するという、そうしたビジョンとロードマップが必要だと思います。

1点お願いは、令和9年頃の完成といいましょうか、取りまとめということですが、

折々中間の取りまとめも含めて、必要な合意がされた施策については、ぜひ最終的な取りまとめを待たないで具体的な施策をお願いしたいという点であります。

2点目は、新たな技術の実証と実装のところでして、こちらは例えば次世代型太陽光、建築物一体型での適用ですとか、あるいは先ほどのLCAとの関係でいきますと、新たな建築素材や材料、場合によっては工法などの開発がございます。取り組んでいらっしゃる企業の皆さんからしばしば聞きますのは、やはり従来の基準がない、あるいは従来の基準の中に適合する基準がない、あるいは基準が合致しない、適切な基準がないということも、また指摘をされております。その意味で、今回課題に挙げていただいている新たな技術の実証、新たな技術に適応した基準の対応というのは非常に重要な課題かと思えます。

その上でも、どうしても新たな技術、素材等は相対的にコストが高いものですから、やはりこれをしっかり市場化していく上でも公共調達の役割は非常に大きいと思っております。公共建築物のゼロエミッション化もまた加速していくことが、政府の温暖化の実行計画の中でも今回改めて記載されているところだと理解をしております、公共建築物を実証の場としても、そして先行的なゼロエミッション化の取組としても進めていただきたいというふうに思います。これが2点目です。

最後は、この後御報告があると思えますけれども、耐震化との関係で、特に既存建築物の耐震化について、なかなか改修のインセンティブが乏しいとも伺っております。これは、ぜひ建築物のゼロエミッション化などの取組支援とリンクをする形で耐震化の改修を促していくような、そうした取組についても検討していくのは一つの課題ではないかというふうに思っております。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。大変建設的な御意見をいただいたと思います。ありがとうございます。

続きまして、〇〇委員が手を挙げられているので、よろしくお願いします。

【〇〇臨時委員】 御説明ありがとうございました。二つ意見があります。

今回の資料で、この6つの変化と課題というのは、どれも大変大事なものだと思えます。その中で、両方に既存建築ストックの充足と既存建築ストックの有効活用というキーワードが入っていますが、国交省の施策として、ストックを有効活用するためには、やはり改修することが大事だと思うんですけど、その改修工事に関して具体的な手当てをしなくてもいいんですかという意見です。新築にはいろいろ規制かけられるとか、手が出せるけど、結

局改修は規制が難しいということで手つかずです。規制なのか補助なのか応援なのか分からないですけど、改修工事に関していつも大事だ大事だと言っている割には、今回の資料でもサーキュラーエコノミーとニーズと課題とハードによる代替策の例とかで、具体的なアクションが見えない。きちんと改修して長寿命化していきましょうというような具体的なアクションにつながる話を、実態の改修工事にあわせて打ち出されなければいけないのでは。

それには、国交省の施策が手を出しにくい、私有財産になったものの改修に関しては、なかなか手を出しにくいというのも分かりますけれど、どういう手だてでどういうことを誘導していくのかとか、あるいはどういう工事が実態としてどうなっていて、そこに対して何か手助けできるところがないのかという方向性を示さないと、ストックはよくなりません。分からないから民間にお任せということではなくて、もう少し踏み込まないと、この部分は何もできないんじゃないかと心配しています。実は既存建築ストックの有効活用は、ほかの局とも連動する話になると思いますし大変なのは想像がつきます。それでも、改修工事をするのかに対しては、もう少し明確なビジョン、アクションを今回の作業の中で打ち立ててほしいと思っています。ひいてはそれが、説明の後半で御紹介いただいたLCAの推進とも絡みます。LCAは建物を長寿命化し使い続けることがすごく大事になってくるので、改修工事から逃げてはいけないんじゃないかなというふうに思っているところです。

もう一つの意見があります。人口減少というところに関しては、残された課題として人材確保・育成ということを掲げ、少子高齢化の担い手不足というところを書いていただいております。住宅局の政策なのかとちょっと心配しつつも、私はここはすごく大事だと思っています。現状では多くの人に建設業に関わっていただかないと、もう建設業を支えることは難しいんじゃないかと思っております。それも新築の話ばかりじゃなくて、さきほどの改修工事、あるいは維持管理についても、人手不足が大きな影響を与えます。もう少し専門家が頑張る部分と、専門家じゃない人も巻き込んでやれる部分とか、何かそんなふうにちょっと考え方を変えた施策を打ち立てないと、解決しないことだと思っております。建物を維持するということですから、なかなかうまくいかないんじゃないかと心配しています。そういった危機感を持っていますので、建てるところは専門家中心かと思いますが、建ててから後のところを、広くいろんな方が関わりやすくするような施策を考え、具体的な方針を立てる、あるいは具体的な方針が立てられないなら実態調査から始めてもいいと思いますので、是非検討していただければと思っております。

私からは以上です。

【分科会長】 ありがとうございました。大変ポイントかと思います。

それでは、〇〇委員。

【〇〇臨時委員】 ありがとうございます。2分間ということですので、かいつまんでお話ししたいと思います。

住宅・建築物の省エネ対策のあり方についてコメントしたいと思います。第7次エネルギー基本計画でも住宅・建築物は長期ストックとなるということが掲げられていて、速やかに省エネ性能の向上を進めるというようなことが必要であるとされています。市場を見ますと、今、ゼロエネルギーの住宅の設置は3割近くに達していて、普及期に入りつつあるというふうに思っております。ゼロエネルギービルのZEBは住宅と比べてまだ遅れているという御説明がございましたけれども、最近国総研の御発表になった資料を見ますと、2023年度でZEB基準の水準の達成率が、件数ベースで20%程度、床面積ベースで40%近くであるという報告もされていますので、着実に施策の成果は上がっているというふうに思いますので、これらを推進していくことが必要だと思っています。

ストックの対策、大変重要だという〇〇委員からの御指摘がありましたが、2050年に存在するであろう建築の半分はこれから建設されるということになりますので、今からすぐにでも性能の高い住宅・建築物を造ることが大事だと思っています。新たな温室効果ガスの削減目標も示されている状況下で、様々な基準、法律等が現実的な実効性を持つように定めていくことが求められていると思います。時間軸、ロードマップに沿って、またPDCAサイクルに基づいたルールの定期的な見直しは、もちろんあってしかるべきだと思います。

昨年9月にカーボンニュートラル化とその後の社会に向けての5つの提言というのを行っておりまして、取り組むべき課題と方向性を示しています。脱炭素化の推進に関わる課題の解決に係る多くのプレーヤーが自発的に行動を起こすための納得感のある規制であるとか、その周知方法、それと補助や税制優遇などのサポートについて、産官と学も連携して適宜検討していくことをお願いしたいと思います。

以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございました。ほかに。

先ほど手を挙げられ始めた〇〇委員、どうぞ。

【〇〇専門委員】 〇〇です。私からは3点、発言させていただきたいと思います。

まず、11ページで新耐震の建物が7割超になったということをおっしゃっておられた

んです。これについては、さらに耐震補強が必要であることはもちろんですが、他方で、2000年以前のいわゆるグレーゾーン建物に対する耐震診断・補強の支援というものを提案させていただきたいと思います。

熊本や能登の震災では、2000年以降の建物の被害が少ないことは既に確認されています。新耐震基準下の建物でも2000年以前の建物が大きな問題となります。

もともと2000年基準は、平成10年改正による性能規定化に伴って注意的に例示した仕様であって、創設的な規定ではないと言われておりました。ゆえに2000年基準を満たさない、グレーゾーン時代の建物は、欠陥住宅というふうに扱われると思うんですね。そのためにももとは既存不適格扱いしなかったんですけれども、既に2000年から25年が経過して、法的責任を追及できる20年をはるかに超過しており、救済される見込みも少ない建物になっておりますので、旧耐震に準じて、これに対する耐震診断や耐震補強の支援が必要ではないかという意見が1点目です。

2点目です。防火規制についての中間検査が必要ではないかという点を考えております。

現在、木造住宅等の小規模建築物の特定工程としては、基礎配筋時と建前時の筋交い等の緊結、接合金物なんかがチェックされるわけですが、この後、断熱材が入ってきて、その入り方が不適切であるというケースがままあるわけです。その場合に、補修するのにかなり大変な労力を要することになります。隠蔽部になる部分については、仕上工程に入る前に中間検査を入れていただきたいと以前から思っていました。今般、省エネ義務化に伴って断熱材等の規制も義務づけられることになるわけですので、ここに関する中間検査の導入をお願いしたいというのが2点目の意見です。

3点目です。旧4号建築物についての規制のあり方です。4号建築物の規制に関しては、4号特例が縮小されたわけですが、新3号建築物は依然として特例を受けるわけで、4号特例の問題が引き続き残ることになります。また、新3号建築物というのは平家建てになりますけれども、これから少子高齢化に向けて増加することが予想されます。このような建物についての規制というものをきちんと適正に行う必要があると思います。

また、6条1項2号に移行した建築物にも構造計算不要なカテゴリーがあるわけですが、このカテゴリーについて、手続面と実体面で2点問題があるかと思います。

まず、手続面においては、確認審査側の対応が省エネ適合で大変であることは非常に分かるんですけど、しかし、構造図の提出を省略して仕様表でオーケーということでは、せっかく構造図を作成させる機会をみすみす逃してしまうと思います。現在でも構造図をプレカ

ット図面で代替しているような例がよく見られます。構造図について作成義務があることははっきりしているんですけれども、提出義務を課さないことには作成されないんじゃないかと思っております。

それから、実体ですけれども、仕様規定があまりに不十分ではないかと思います。今般、壁量や柱の小径についての仕様規定が見直しされたわけですが、水平剛性や、梁の断面、基礎などの仕様規定についてはまだ見直しがされておらず、不十分過ぎるのではないかと思います。省エネ義務づけにより建物が重量化したり高階高化することに伴って危険が増大することが十分考えられます。にもかかわらず、基準法の仕様規定が見直されていないということは、基準法の意味が変わってしまうのではないかと思います。つまり、これまでは「最低限の基準」ということで、それを満たせば合格点ということだったはずなのに、足切り点になってしまっている。これを下回れば不合格であることは間違いないけれども、それを上回ったからといって安全とは限らないということになりますと、建築士やビルダーの誤解を生むのではないかと思うわけです。

このような規制の強化を提言するたびごとに、「作成書類が増える」とか、「提出書類が増えてすごく大変になる」とおっしゃられることが多いんですけれども、むしろ提出書類をシンプルにして建築士や審査機関の負担を減らしつつ、実質的な安全性を確保する必要があるのではないかと思います。方向性としては、シンプルに、仕様規定によるルートをやめて、構造計算を義務づけたほうがいいのかというのが一つ。もう一つは、新材料に委ねるところを大きくしていくと14ページで書かれていましたけど、新しい材料によってその部分が非常に簡素化されるのではないかと、そこについてもうちょっと力を入れていただければと思います。これが3点目の意見です。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございました。大変具体的なところまで踏み込んでいただいた御意見かと思えます。

それでは、灯台下暗しで、全然こっちを見てなくて、すみません。順番に、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、それからオンラインで御参加の〇〇委員から、それぞれ御発言をいただきたいと思います。それでは、〇〇委員からお願いいたします。

【〇〇委員】 ありがとうございます。

まず、10ページに示されていましたが、「残された課題」というのがございましたけれども、これらの課題を解決するためにはコストもかかるというふうに認識をしておりますけ

ども、これを実現するとどのような社会が実現するのかというのをやはり示しておく必要があるんじゃないかと思います。例えば住宅とか建築とか都市であれば、ウェルビーイング、健康性が上がるとか生活の質がよくなるだとか、こういうことを示しておくことで、コスト負担があっても皆さんがそこを目指していくという書き方がよろしいんじゃないかと思います。

2 番目にエネルギーについてですけども、日本の 1 次エネルギー自給率は 15% しかありませんので、我が国のエネルギー安全保障を考えても、CO₂だけの議論にしないでほしい。温室効果ガスだけであれば、例えば再生可能エネルギーを持ってくればゼロにすることはできるわけですけども、省エネがやはり極めて重要です。そうしますと外国の資源に頼らなくていい、依存が減りますので、両方で進めていただきたいと思います。

それから 3 番目に、エネルギー基本計画の策定に関わらせていただきましたけども、2040 年の 73% 温室効果ガス削減を実現しようとする、シナリオ上、1 キロワットアワーの全電力平均の CO₂ は 40 グラムぐらいになっちゃうんですね。もうほとんど脱炭素電源になります。そうするとライフサイクルの評価というのは極めて重要になります。それが実現するとオペレーショナルの分はどんどん減っていきますので、やっぱり LCA の評価というのは極めて重要だろうと思います。

4 番目にサーキュラーエコノミーの部分ですけども、やはり今の法体系が新築中心になっているので、もう一度材料を使おう、例えば万博のリングをどこかに使おうとすると、もう一度検査しないといけないとか、JIS とか JAS を含めた規格化のところをサーキュラーエコノミーに適用するように、議論して変えていただくというのが重要ではないかと思います。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございました。

それでは、〇〇委員。

【〇〇委員】 〇〇です。私、交通都市計画を専門にしております。

10 ページから入るのがいいのかなということなんですが、僕は 1 点だけ話をさせていただきたいと思います。キーワードでいうとロケーションということになるんですが、このページでいうと「人口減少」と、掛ける「持続可能な」あたりに関係するんですけど、ちょっとやっぱり抜けているんじゃないですかというところ、初回なので、そういう話かなと思います。

具体には、20ページのところで円グラフがあったんですが、LCAの話です。この円グラフ、きれいに住宅のものとそれ以外、ほかのセクターと分けてしまっているんですが、実は住宅・建築物をどこに造るかということによって、ほかのセクターのCO₂が物すごく関係してくる、省エネも関係してくるわけですね。地方中心都市を例に挙げると、都心に住んでいる方と調整区域に住んでいる方とで、1日の生活で出すCO₂の量は5倍ぐらい違います。ということで、そういうことも含めて、LCAの中では部材をどこから持ってくるかという輸送のCO₂はちゃんと考えておられるということは質問して確認させていただいたんですが、その建物のライフ期間中にどこからどれだけの人がどういう交通手段で来て、どれだけのCO₂とかエネルギーを使っているのかということとやっぱりもうリンクしないと、話にならない時代になってきているんじゃないかなという理解をしています。

そういう意味で、何か変なところにすごくLCAだけいい建物ができちゃってというふうなことをどうやって避けるかということなんですが、何かペナルティーを、CO₂出しているぞ、というふうな形でやるとうまくいかないかと思いますので、逆に、人口減少社会とか公共交通の軸をきちんと考えているとか、そういう社会性を考えている建築物に関しては、何か逆に特典を与えてあげるというか、要するに差をつければいい話なので、そういう形で、本当の意味でトータルに脱炭素、省エネというのを考えていかなければ、もうまずいんじゃないかなというふうに思っております。省庁横断でコンパクトシティーを推進されているのは国土交通省なので、そういうこともあって、ぜひこの点をお願いしたいと思います。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございました。

続きまして、〇〇委員から。

【〇〇委員】 〇〇と申します。よろしく願いいたします。私のほうからは3点ほど述べさせていただきたいと思います。

まず10ページですけれども、経済社会情勢の変化のところにも人口減少、少子高齢化と書かれていますけれども、やはり大きく社会構造が変わってくるのは2050年ぐらいということになろうかと思います。そういうことを踏まえてみますと、一番下の赤枠のところに10年程度の将来を見据えた中長期的ビジョンと書かれています、できれば2050年を見据えて、当面10年程度の中長期的なビジョンというふうに整理なさったほうが、カーボンニュートラルも2050年ですし、分かりやすいといえますか、整理しやすいかとい

うふうに思いました。

次、13ページの建築物の木造化の促進についてということですが、今後日本において需要が見込めるのは観光関連の施設かと思われます。今も相当外国人の観光客が増えましたけれども、多分もうこの比じゃなく、もっともって増えてくると思います。そうした意味で、需要のあるところじゃないとなかなか促進はできないと思いますので、観光業とリンクしながら、例えばレストランとかショッピング施設とかホテルとか、いろいろありますけれども、そういったところをターゲットにしたときに、どのような環境整備ができるのかとか、情報提供とか支援ツールはどういうのが必要なのかというふうなことで少し整理していくと、割と具体的な成果が出やすいのかなと思いました。

あと16ページ、〇〇先生もおっしゃっていたのと重なるんですが、建築士の方とか大工さんとか、もう本当にどんどん不足していると思います。地方においては新築をしたいと思えば1年ぐらい待つというのは普通になっていますし、改修するにしても手が足りないということで、いつまでも大工さんが来てくれないというのがもう日常になっています。そういうふうにと考えると、例えば今日もこの会議室には優秀な建築士の方もいらっしゃると思いますけれども、普通の一般の人でも、例えば設計の一端を担える、もしくは施工の一端を担えるような形にしていくべき。設計や施工のプロセスをシンプル化、細分化して、ここからここまでは優秀な方が担う、ここからここまでは普通の人でもやれるというふうな、プロセスにおいてやれる対象層を広げていくということでも考えないと、なかなか不足というのは解決できないように思います。シンプル化すれば、日本人だけではなくて、海外の労働者ももっと参入しやすくなる可能性もあるかと思いますので、細分化、シンプル化というようなことが必要になってくるのではないかなと思います。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございました。

それでは、〇〇委員からお願いできますでしょうか。

【〇〇専門委員】 〇〇です。私からは、4点発言させていただきます。

まず、12ページのハードによらない代替策のところ、今年度より旧4号、新2号の建築物でも大規模の修繕・模様替に該当するものは建築確認が必要になったので、今後、建築主から、申請に当たっての既存不適格部分や違法部分の修繕というところで、経済合理性に伴って工事をするかそのままとするか判断される場面が増えると思いますが、この部分においても、ハードによらないというところで、専門家たる建築士のアドバイスを基に安全性、

防火性、あとは衛生面の観点で、建築主が責任を持って維持修繕というか、法までに届かなくても、監視するような仕組みで実現できると、既存ストックの利用というのは現実的に図れるのではないかなと感じました。

続けまして13ページ、建築物の整備促進のところ、現状、非住宅の場合には外皮断熱性能を建築物省エネ法では求められていませんが、比較的、木造建築、特に低層・中層程度までは、外皮断熱性能を上げやすい傾向にあります。非住宅についても外皮断熱性能の基準を設け義務化するというところまではいかなくとも、非住宅においても外皮断熱性能の表示をする制度を設定することでの何かインセンティブがあれば、これが省エネの点でも非住宅の性能向上と建築物木造化の推進の2つの効果があるのではないかなというふうに感じております。

続けて15ページ、残された課題の空き家利活用、一低層住専のエリアでコンビニの例が示されていますけども、コンビニによらず、いろんな店舗、やはり延べ床面積50平米以下、床面積半分以下の規制でなかなか利活用が進みづらいという実態もありますので、この辺を利用しやすい、申請手続きしやすいような柔軟な運用というのがあるとよいかなと思います。

最後に、次の16ページの人材確保・育成のところ、一級建築士は約37万人で、大工は30万人とありますが、実態としては、これは型枠大工さんなど一般的にイメージする建築大工以外も含まれていますので、純粋に建築大工はさらに割合が下がってきます。さらに、既製品を組み立てる程度の大工さんというのも一定の年齢以下の方はかなり増えてしまっている、技術力のほうも低下しています。既存建築物を適切に維持修繕する建築大工さんの数でいうと、相当少ないということを改めて認識していただきたいと思っています。

これまで建築大工において、中小・零細工務店が主に育成を担ってまいりましたが、ボトルネックがありまして、この辺は国交省ではなくて、厚労省の管轄になるかもしれませんが、やはり就業において事業主と労働者という2つの区分しかないというのが技能者育成には実情に合っていない事実があります。その点においても打破できるような省庁を超えた整備がなされればと思っております。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございました。

それでは続きまして、オンラインで御参加の〇〇委員、おられますでしょうか。

【〇〇専門委員】 よろしく申し上げます。〇〇です。

2点ありまして、1つは、10ページあるいは12ページ、残された課題に関連する経済社会情勢②でサーキュラーエコノミーのところで、下に、例えばというので、未使用の材料を用いてというところ、そして既存建築ストックやリサイクル材等の活用を前提とした場合、どのような制度体系が考えられるのかといったところに対して、現在の実務的な観点からの意見を述べさせていただければと思います。

今、能登の震災が起きて、北陸の非常に上質な木材が使われた民家がたくさん、地盤の関係で、液状化の関係で解体されようとしているんですけども、非常に貴重な木材などが急いで解体されて廃棄されるということが起きていて、それを何とかしてレスキューしようという動きがあるんですけども、能登に限らず、こういったことをやろうとするときに、現地では様々なハードルがあって、そういった貴重な木材だったり、あるいはそれ以外の2次部材だったりといったものが廃棄されていると。何で廃棄されるのかといったら、端的に言うコストと時間の問題で、一気に解体してしまえば安いですし、やはり丁寧解体するとお金がかかる。そして丁寧解体してレスキューできた材料も、それをストックしておける場所の確保といったものが問題になり、かつそれを必要なところとマッチングさせるといったところにもコストがかかる。

なので、単純にコストの原理で、リサイクル材を活用するほうが良いという理念はあったとしても活用されにくいという状況があるので、やはりこれをサポートする政策、施策といったものが求められるんじゃないかといった声を現場からも聞いていますので、ぜひそれについて検討いただきたい。例えばヨーロッパ諸国では、まさにこういったサーキュラーエコノミーをどんどん促進するために、こういった解体材の利用だったりといったところはかなり補助金などのサポートがあるというふうに聞いていますので、そういったところも検討いただけたらと思っています。

2つ目は、また10ページに戻りまして、中長期的なビジョンの必要性といったところに、1点欠けている視点があるのではないかとあったところ。特にカーボンニュートラルといったことは、もうこういった場でも多々議論されてきましたが、カーボンニュートラルと、もう一つ大きな柱として、生物多様性、バイオダイバーシティの話があると思います。あるいはグリーンインフラの話です。

これは主に、どうしてもやっぱり建築と土木というので、土木分野に寄った話なので、建築分野で無視されがちなんですけれども、例えば建築の緑化の施策というのはたくさんありますが、緑化そのものも、より生物多様性とか維持、メンテナンスのことを考えた緑化施

策に改善していくべきという考えもありますし、より建築に寄ったところと言うと、例えば最近の空き家の問題で、斜面地の擁壁の問題とかがあるんですね。擁壁とかというものの造り方が、土木的なというか、非常に強固なもので造るというのが基本になっていて、それが土地の、地面の下の水と空気の流れを阻害しているといったこともあって、実は土砂災害が起きやすいような状況をつくっているとか、あるいは建築の基礎に関しても、もちろん構造の安全性といったことを中心に考えるんですけれども、それが実は地面の下の水と空気の流れといったことを意識したものになっていないので、実は土中にひたすら撤去できない人工物を残してしまうといったことにもつながっていると。なので、まさにそういった生物多様性とかグリーンインフラといったことに関連して、建築分野でできることは何かといったことについての議論というのも中長期的には考えたほうがいいのではないかというふうに考えています。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございました。

それでは続きまして、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、それからオンラインで御参加の〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、それから現場におられます〇〇委員から御意見頂戴したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

では、〇〇先生からお願いします。

【〇〇専門委員】 〇〇でございます。私は建築計画の中でも、障害者の居住ですとか、あるいは移動についての研究をしておりますので、その立場から手短に、2分以内ぐらいでお話をいたします。

10ページにおける、社会情勢としては人口減少、少子高齢化あるいは災害激甚化等というところと、課題としては建築物の質の向上のようなところに関係する内容で2点申し上げたいと思うのですが、1点目は、やはり高齢化や社会の多様化を見据えたさらなるバリアフリー化の推進は必要だろうという、これ自身は総論として皆さん御賛成かというふうに思いますけれども、やはりまだ考えなければいけないことがらです。特に建築物、住宅以外の建築においては、幾らバリアフリー法によってかなり改善されたといっても、やはりまだまだ多くの方が不便を抱えている状況があり、また、それが今後も不便を考える人、感じる人は、割合としては増えていくだろうと考えております。また、それが、激甚災害が起こった際には悪化するわけです。今回の能登の震災でもそうでしたけれども、福祉避難所として指定された施設はほとんどが開設できなかったとわけで、非常に困難を持った人たちの居

住あるいは生活というのは、今でも危機に瀕しているというところがございます。

そういうことを考えると、住宅以外の建物の役割強化ということをしなればいけないですし、例えば一般の指定避難所、これは学校施設が主には利用されるわけですが、そういった避難所の機能強化ですとか、そういうことも必要かと思います。より一般的な建物ということであると、バリアフリー法の対象ではないような小規模建物のバリアフリー化というものが実は都市生活の中でかなり大半を占めている、そういうところも今後は改めて課題として考えなければいけないでしょうということが1点目です。

次の2点目、こちらで終わりですけれども、既存ストック活用ということについては、かなり福祉転用が難しいということは、これまでの研究で分かっています。やはりアクセシビリティ向上が難しいということと、あとは用途転用が難しいという、2つの問題がございます。ただ、この点を考えるにおいて、〇〇先生から、もっとお金を入れないと駄目なんじゃないですかというふうなお話もありましたし、そういうこともごもっともですし、あるいは既存ストックのマーケットに乗ってこないようなものをどういうふうに、居住、要配慮者に提供していくかというような議論が多く行われたと思うんですけど、そうではなくて、やっぱり質の良いストックをつくって、それを困った人に提供していくというようなことも必要でしょうというふうに思います。他方で、〇〇先生が、50年には半分以上が新築になりますよというお話もございまして、それを聞くと、それは新築の建物をもっと良くしなければいけないのではないかというふうなことも思った次第です。

私からは以上です。

【分科会長】 ありがとうございました。

それでは、〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇専門委員】 ありがとうございます。〇〇でございます。

今回のこの中長期ビジョンの議論には大変期待しております。私どもも、いつも会議でこういったことを話し合っておりまして、できれば意見書などを取りまとめて提出させていただく機会をいただきたいと思っております。前半は懇談会等で議論され、分科会及び部会は9月以降ということですが、それであれば、意見書を前の段階で提出させていただけると良いかと考えます。というのは、私は環境部会の委員なのですが、環境分野のみではなく、様々な部門に関わる話合いをしております。今回のこの基準法などにも関わる部分もございますので、ぜひ機会をいただきたいと思っております。

それと、2点ほど。ほかの委員の方も触れられた集団規定です。例えば今の建築基準法が、

皆さんも御存じのように新築に特化していて、現状の社会情勢に合っていないことです。我々現場で仕事をしていますと、「えっ、何で？」ということが多々あるわけです。基準法を今すぐ変えるというのは無理だとしても、社会情勢にもっと柔軟に対応できる何か方策はないものかと。例えば、コンビニエンスストアは許可されるが一般のお店は許可されないというようなことではなく、地域によって要望も変わってくるのですから、地域の裁量で決められる、そんな方法はないものかと思います。

最後になります。LCAについては、やっとなんか来たかと思って大変うれしく思っているのですが、LCAは、本来は22ページにありますように、ライフサイクル全体におけるCO₂を含む環境負荷を算定・評価することであって、CO₂だけではございません。このように算定していくのは大変結構、もちろん重要なのですが、それ以外の負荷についても忘れずに進めていただきたい。CO₂が減ればそれで全てよしというような流れにならないように、これだけは注意していただきたいと思います。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございました。今ございました意見書というような話は、これはしかるべきタイミングで、遅くならないタイミングで出していただいて、積極的に反映させていくというふうなことを考えたいと思います。それでよろしゅうございますか。

【事務局】 適宜出していただければ、議論の中で含めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

【分科会長】 よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

それでは、〇〇先生からお願いいたします。

【〇〇専門委員】 2点についてです。建築人材の育成と職能の再定義という観点からです。

1つ目ですが、現在、少子高齢化の進行によって、大学自体が、18歳人口の減少で、建築を志す若者の確保というのは今後ますます大変になっていくのではないかと思います。また同時に、これもお話がありましたように、一級建築士の高齢化も顕著で、次世代を担う人材の育成は喫緊の課題だと思っています。大学においては、社会に出た後もアップスキリングやリカレント教育の機会を継続的に提供することが大事と思っています。それと併せて、建築関連団体が実務の知見や継続教育、CPDの仕組みと有機的にうまくつながっていくと、教育と実務が相互に循環すると思います。特に、人口ボリュームで見ると、四、五十代の女性で、今、リカレントで自分の力を伸ばしたい方たちが結構いらっしゃいます。

ここにも着目し、職能を継承し発展させるため、産学連携で、建築人材を考えることが大事と思っています。

第2点目です。ストック社会の進展に伴って、建築士の職能が新たな段階に入っていると思います。既存建築物の活用・用途の変更や空き家の再生など、建築士に求められる役割が広がっていると思います。中でも現場における工事監理を含む責任ある対応や、地域社会の協働を通じて建築を社会資源としていかに生かしていくかという視点は、これからの建築士にとって不可欠なことと思います。このような社会的要請に応えるには、今の建築基準制度のあり方の再検討もありますが、建築士の職能そのものを、人口減少、ストック重視の社会を見据えて再定義していくということも大事だと思っています。

最後になりますが、産官学連携の重要性を認識しつつ、私は、生活者の視点がとても大事だと思ひまして、地域の暮らしに根差した建築士と生活する一人一人が課題を見ていくという社会づくりが大事だと思っております。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございました。

それでは、オンラインで御参加の〇〇委員、よろしくお願いします。

【〇〇委員】 よろしくお願ひします。〇〇です。行政法を専攻しております。

私に関心がありますのは持続可能な市街地の実現というところです。特に住宅局関係の制度の中でも全員同意型で制度がつくられているようなものがあって、これは新築のときにはそれでいいんですけども、経年たった後は、なかなか合意形成が実際には難しい。しかもそのときには社会状況が相当違っている。そのようなときにどう対応するかという問題があって、マンションの建て替えなんかが最初に区分所有の関係で出てきたんですけども、古くからあるのは建築協定の更新の問題とかというようなものがあって、近時、地方公共団体では一団地認定の解除というようなことに大変興味を持っているようなんです。けれども、多分これは実際持っていて、現状ですと内閣法制局が土地所有権ということを出して、非常に難しいところがあるので、やっぱりこれは中長期的にかなり理論武装をして取り組む必要があるのではないかと。つまり、簡単な政策変更でなかなか実現できないような気がするわけです。

そのときに一つは、今まであったように、安心安全とか、生命が守られないと、そういう議論ですと非常に局所的ですので、やはり建築行政の一つの特色を出す。みんなこれだけの人が集まった資産の価値の維持ということがとても大事で、それが経年の中で、社会の変更

の中で果たされないと、結局資産価値が維持できない。そういうような側面があるということから、制度変更の敷居を下げていくという議論をしていくとか、一つは、一団地認定をはじめとして、非常に苦勞している事例があるのであれば、それを立法事実としてきちんと国交省のほうで支障を把握しておくことをしながら、中長期的にぜひ取り組んでいただきたいというようなことです。

あと、特定行政庁が今、特例許可を、許可準則を出してコンビニとかで始められたんですけども、これをもっと円滑に進めていただくという観点からすると、ここはぜひ、特定行政庁、地方公共団体と連絡を密に取っていただいて、そういうところで実際に、特にトップランナーで走っている自治体に関心持っているようなものについては、柔軟にこのカタログの中に入るような形にしていくとか、将来的にはそれに準じたものであれば特定行政庁の判断でできる、何か協定でできるとか、いろいろこういうところをもっともっと柔軟にしていきたい。そのような形で持続可能な市街地の実現を図っていただきたいという希望を持っています。

それとあと一つ、これは全然話が違うんですが、省エネを大変重視されて、力を入れてこられて、それは大変よかったと思うんですが、そういう中でエコキュートだとか、性能のいいエアコンとかというようなことで充実した反面、最近、地方公共団体レベルで、特に公害問題の中で、公害類型で今一番割合が大きいのが音の問題です。特に音の中でもエコキュートとかエアコン室外機から出る音に伴う紛争というのが非常に多発していて、事後的にこれに対応すると、コストがかかる。屋根のところで後から積めないとか、いろいろ追加費用が非常に多くかかって、社会的なコストとして大きなものがかかっていますので、ぜひこういう環境性能というか環境問題というようなものについても、住宅のほうからも関心を持ってアプローチしていただくということをぜひお願いできればと思っています。

以上2点です。

【分科会長】 ありがとうございました。

続いて、オンラインで御参加の〇〇委員、どうぞ。

【〇〇専門委員】 〇〇でございます。せっかく今日この場に出席させていただいたので、今回の論点、この2の論点については、議論の方向性と、それから検討スケジュールについてということでもくくってもらっていますので、その大きなところでお話というか、意見を述べさせていただきたいと思います。

まず10ページのところの、10年程度の将来を見据えたビジョンを掲げて取り組むと

ということに対しては大賛成なんですけれども、例えば建築事業とか、それから政策、行政というカテゴリーにおいて、10年のスパンというのが、これでビジョンという形で描けるかどうかというのは、少し難しいような気がします。先ほど来話がありましたけれども、例えば2050年というところにもう少し期間を延ばした上でビジョンを描いた上での一つのマイルストーンとして10年という位置づけの整理は、これはこれできちんとうまく進められるんじゃないかなと私も思いました。

それから、10年が短いと思っているという部分につきましては、いろんな行政、政策に対して、事業に対して、やっぱり一つの建物を建てるときの利害関係者といいますか、物言う近隣の方々とか、先ほど音の話もありましたけど、いろんな紛争とか、物言う方々が非常に発言力が強まってきていますので、こういったことも配慮しながら施政を執っていく、施策を打っていく必要があろうかなということも含めた形で、少し時間軸というものは考えられたほうがいいのではないかなというのが1つ目です。

それから、全体的に今回の資料を見させていただきますと、私個人的かもしれませんが、いろんな意味でサーキュラーエコノミーという考え方に繋がってくるのではないかなというふうに思いますし、この資料の内容は、我々日本においてはサーキュラーエコノミーという考え方は非常に大事ですし、場合によって強みになるということにもなりますので、これらを踏まえて何をビジョンのコアに置くかというようなまとめ方というもの、ビジョンについて大事なのではないかなというふうに思っています。

一方で、資料にもありますが、早期に対応できる内容について、例えば建築物の質の向上、これも時間かかると思いますけど、まだドライブするのは行政側とか我々事業をする側という部分について、コストの問題はありますが、むしろしやすいですから、そういったところはできるだけ早く運用すると、対応するというということに対しても大賛成でございます。

検討スケジュールにつきましては、有識者の方々における検討会で課題をもう一度洗い出していただいて、方向性を決めた上で細部の検討に進むというスケジュールにつきましては、このやり方でうまくいくんじゃないかなと思って、これについては賛同させていただきます。

私のほうからは以上です。

【〇〇分科会長】 ありがとうございました。

残り時間大体あと10分ちょっとぐらいになってきたんですが、あと6名の方から御発

言がありますので、すみません、2分ほどで何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、まずオンラインの〇〇委員からお願いをいたします。

【〇〇専門委員】 私のほうから1点、新材料・新技術の導入促進のところをちょっとお話しさせていただければと。2050年のカーボンニュートラル実現に向けて、省エネ技術あるいは材料、新しいものが出てくるということで、これに対して迅速な評価と、あとWEBプログラムへの実装、これが不可欠だと思っておりますので、ぜひそれに向けて仕組みづくりをつくっていただく。特にWEBプログラムの実装によって省エネ技術の導入の促進につながっていきますので、ぜひ早い仕組みづくりをお願いしたいと思います。

以上です。

【〇〇分科会長】 ありがとうございました。

それでは、会場から、〇〇委員からお願いできますでしょうか。

【〇〇専門委員】 〇〇です。町の大工さんですとか零細工務店の立場から、主に資料の10ページに示された課題について、簡単に意見を述べたいと思います。

今回の建築分科会が開かれること、さらには、その中で中長期的なあり方に関する懇談会ですとか集団規定に関わる委員会が設置されていることを歓迎しますし、今後の議論に期待をしたいと思います。技能労働者不足が深刻化する中で、担い手確保のためには官民挙げた取組が重要で、特に既存ストックの有効活用のためには、技術・技能を持った職人をどのように残して、あるいは新しい人材を育成していくかという観点が極めて重要になると思います。その点では、大工、職人の持つ能力を業界横断的に評価する建設キャリアアップシステムを住宅生産の現場でも推進していくことが求められてくると思いますし、全国各地で若い大工さんなどを新しく迎え入れて技能者育成に汗をかいている地域工務店を支援していくことが改めて大事になっていると思います。

古民家改修をはじめ、木造住宅のリノベーションがより多く行われるように、建築確認手続や法の遡及緩和規定等についてもしっかりと検証し、今後合理化を進める必要があると考えております。安全性を高めつつも、手続と経済的なハードルは下げていく、このことが担い手を育成する観点からも必要になっていると考えております。

以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございました。

それでは、オンラインで御参加の〇〇委員、お願いをいたします。

【〇〇臨時委員】 ありがとうございます。〇〇と申します。エネルギー経済学を専門に

しております。

私もスライド10ページ、今ちょうどお示しいただいているところですが、社会情勢の変化としてDXの進展が記載されておりますけれども、関連しまして、AIの本格的な普及による電力需要の増加というものが今後かなりのインパクトが出てくるというふうに予想されています。また一方では、カーボンニュートラルの目標もあります中、右側の残された課題の関連で、持続可能な市街地の実現というところに関連してくるのかと思いますけれども、地域全体で脱炭素を進めていくということが大切だと認識しております。

その中で、住宅本体の環境性能が重要な要素でありますけれども、そこに設置するPVであるとか蓄電池、場合によっては移動する電池としてEVの活用などもセクターをまたいだ議論が必要になってくると思っております。これに関連しまして、住宅本体の性能とともに、そこに附帯する脱炭素に向けた設備も併せて費用や効果を議論していくことが重要になってくると思っております。

また、既存ストックの省エネに関しては、補助金などの外部的な要因の効果が大きいと言われておりますけれども、一方で、人々が知識を獲得して、内発的に行動変容を起こしていくことも持続的で有効性があるという分析もございます。補助金制度によるサポートとともに、どのように省エネ意識を醸成していくのかということもソフト面の対策として議論の継続が必要であるというふうに思っております。

以上、手短かにコメントだけさせていただきました。ありがとうございます。

【分科会長】 ありがとうございました。

この後、オンラインで〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、それから対面で〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、ここまではとにかくやりたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。すみません、ちょっと延びるかもしれません。申し訳ございません。

それでは、オンラインの〇〇委員からお願いいたします。

【〇〇臨時委員】 〇〇と申します。

先ほど来話があるように、ストック活用は非常に重要であり、長寿命化を進めようとしていますが、そのための有効な施策があまり具体的に進んでいないのではないかと思います。例えば、自治体は公共施設等総合管理計画などを定めて、公共施設の再編といったことを進めようとしていますが、建設費の高騰や技術者の不足等もあって、ストックを活用したという形では十分に進んでいないように見えます。民間に範を示すべき公共なので、こういった状況の中でどのようにお金をかけるのか、どのような技術的な支援をするのかとい

うことを明らかにしていきたいと思っています。

2点目に、公共建築の持続的な整備や運用をしていくためには、そのための人材の確保や育成が喫緊だと思っています。自治体では、発注や審査だけではなくて、設計や監理も含めて非常に人材が不足している中ではありますけども、民間も含めて役割の分担をしながらも、やはり公共施設のライフサイクル全体を見通すようなマネジメント人材の育成が必要ではないかと思っています。民間等との連携を含む中長期的なまちのあり方につながる整備が求められると思います。

最後もう一点ですが、公共建築の設計者の選定等についても、制度的に見直すべきではないかと思っています。今、建設費の高騰等を受けて、デザインビルドなどのコスト優先型の発注が増えていますが、品質やデザインの適切な評価がなされないと、長期的に使い続けられる建築の実現は難しいという課題が顕在化しているような気がします。社会の資産である公共的な建築の設計者の選定に当たっては、技術者や提案力を正當に評価できる制度であったり、裾野を広げていく、設計者の裾野を広げていく人材を育成していくという観点でも、制度的な見直しが必要なのではないかと思っています。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございました。

続きまして、〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇臨時委員】 〇〇です。今のページでいいんですけれども、ここに書かれている残された課題、こういうことを検討していけば確かにいいと思いますけれども、実際にこの課題に答えを出していく上で、一番簡単な方法が取れるものだと、例えば建築基準法に書かれて、必ずそれを守らなければいけないというような類いのコントロールの仕方というのがありますけれども、ここに書かれた課題は、ほぼそういうことでない方法でないと進まないようなものだとは思いますが、そうじゃない方法というのは、例えば補助金あるいは規制の緩和、ほかにどんなのがありますかね、税制優遇、あるいは啓発、様々な方法があると思うんですけれども、私もこういう検討のような場、幾つもやってきて、十分に期待していた効果が現れる方法がそうそうないということが経験的に。これは人の評価なので、いやいや、〇〇さん、そうじゃなくて十分効果が出ているんですよという話もあるかもしれないですけども、十分にその効果が出るか出ないかというのは方法次第なので、こういうものを国が進めていくときの方法というのは、こういうのがあって、今までこれでうまくいったとか、これでうまくいかなかったとかということが方法論として十分整理されて、そ

それぞれのテーマにどういう方法がふさわしいのかということがもう少し議論できる、過去の蓄積の整理みたいなものがあるといいと思うんですね。

人材の確保・育成なんかも、もう随分長く、大工の育成なんかは補助金をつぎ込んでやってきているけれども、十分な効果が出たと思う人もいるかもしれないですけど、十分な効果が出ているという状況ではないと。そうすると、あの方法を続けていてもしょうがないということになると、一体どういう方法が人材の育成と確保に有効なのかということ、その方法自体がテーマになってくると思うんです。

だから、そこを少し議論ができる整理みたいなことがされていると、日頃そういう方法のことを考えていない我々もいろいろと意見交換できて、効果が現れる方法についてイメージしやすくなると思うので、今後そういう課題が非常に増えてきていますから、必ずしも法規制じゃないものでやっていくという種類のもの、これの方法について少し御検討をお願いしたいと思います。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。方法論の話、大変大事かと思います。ありがとうございます。

それでは、オンラインで御参加の〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇専門委員】 〇〇でございます。発言の機会をいただき、どうもありがとうございます。

私からは2050年カーボンニュートラルに関して、まず新築については、建築物省エネ法も基本的に全ての建築物にかかるようになり、徐々に成果は上がりつつあるのかなと思っています。また、この先も、ハードルを上げて性能が向上していくことがある程度は見えているのかなと思っています。それに比べて、既存建物の環境性能向上という観点から考えると、かなり遅れているのではないかという印象を受けています。そうなるとうような現象が起こるかという、新築と古い建物の環境性能の格差がどんどん広がっていく、それがこれから問題になってくるのではないかと思います。

一方、LCAの観点から考えると、建物を長く使うことは非常に効果的なことだと考えられるので、そういう観点から考えても、既存建物の環境性能を向上させることは非常に重要なのではないかと思います。例えば具体的な策として、建物の改修では環境性能の向上がうまくいかないようなケースについて、隔地からのグリーンな電気を受けることによって性能向上のカウントとするとか、幅広く検討したほうが良いのではないかと考えています。

以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございました。

それでは、フロアから〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇専門委員】 ありがとうございます。〇〇と申します。幾つか既に出ている御意見もあるんですが、手短にお伝えしたいと思います。

まず、中長期ビジョンを出されるということで、非常にありがたい話だなと思っていますし、我々も意見を出させてもらえる機会があるというのはありがたいのですが、〇〇委員や〇〇委員からも御意見がありました通りに、中長期のビジョンとして10年先の話だけするのではなく、10年先というのは本当にあつという間に来ますので、もう少し長期の目標を見据え、少し理想論かもしれませんが、数十年先の長期の理想の目標を掲げた上で、その中間ポイントということで10年先の中長期ビジョンを打ち出していただければと。もし既に長期目標をお持ちかもしれませんが、それも合わせて提示していただきたいと思っています。

それから、団体からの意見提出の話を〇〇委員がされていましたが、〇〇も非常に幅広く多様な業務に携わる会員がおり、できるだけ多くの意見を拾ってお伝えしたいと思いますので、後日あらためて意見を出させていただければと思います。

それから、これは建築基準法の矛盾だけではないかもしれませんが、現場で既に様々な矛盾が発生しておかしいという話は他の委員もおっしゃっていました。例えば、エネルギーを削減することそのものは非常に私も大事なことだと思っていますが、その一方ではエネルギーを使って24時間換気を取りなさいと、すなわち気密性を取りながら換気も両方やりなさいというようなややこしいことになりかねない法律があつたり、とある関西の伝建地区では、用途地域が第一種中高層住居地域に設定されていたり、解釈にもよるとは言え、現実的に何かおかしいことが起こってしまいかねない場面があります。そういう現実があるということも少し理解いただいた上で、団体として意見を出していきたいと思っています。

それから最後に、様々な改正を行ったとしてもできるだけ実務上の手続はシンプルになるよう検討していただきたい。大阪関西万博の入場手続で混乱が生じているという話もありましたが、実務者が対応しやすいようになるべくシンプルに、業務の負担を減らすような方向にということも念頭に入れてやっていただきたいと思っています。先ほど構造計算の提出義務を課したほうがよいという御意見を出していた委員がおられて、そのことそのものは、一般的に建築士は真面目な方も多く、否定するばかりではないのですが、課せられた

義務に対して必要な時間がとれなかったり、増えた業務に対するフィーがなかったり、規制内容以外の部分に波及することも多く、そういう部分も充分考慮に入れた上で中長期ビジョンなどを検討いただければありがたいと思います。

以上です。

【〇〇分科会長】 ありがとうございました。

それでは、フロアから、〇〇委員からお願いをいたします。

【〇〇臨時委員】 すみません。建築士です。建築と建設の専門の弁護士をしております。弁護士の立場がちょっと強くて、緩和とかハードルを下げるというところとちょっと逆行するところがあるかもしれませんが、ストックの活用と人材について発言させていただきます。

本当に活用のハードルを下げていきたいという思いがある一方で、性能とか安全性をどう確保していくかというところは非常に課題だと思っていまして、そういった意味で、法律の中できちんとあり方を改めて示していただきたいということと、何らかの専門家が関与できるような手続というものを定めていくのが必要ではないかというふうに考えております。一方で、やはりプレーヤーを増やしていかないと人材が確保できないというのはもちろんそうなので、そうなってきますと、今の建築士の制度というのがやっぱり新築が前提になっているという中で、ストックの活用は求められる知見が全然違ってくると思います。むしろストックの活用のほうが難しいというところもあると思っておりますので、そうなってくると資格制度もやはり手を入れざるを得ないのかなということで、資格制度と、そういったストック活用の手続については少し踏み込んだ議論をしていきたいというふうに思っております。

少し飛んだ意見になるかもしれませんが、耐震改修促進法ができたことによって、耐震改修の意識が大分変わったと思います。同じように、ストック活用の促進法なんていうようなアイデアもあっていいんじゃないかなというふうなことを思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございました。

それでは、最後、〇〇委員からお願いします。

【〇〇臨時委員】 〇〇でございます。私は、ふだん土地利用、集団規定、都市開発等を専門に研究調査しております。

今回は26ページにございます集団規定の基準検討委員会を担当させていただく予定で、集中的にいろんな議論をさせていただくかと思いますが、今日の時点で、私のほうで思い立ったことだけ申し述べさせていただきたいと思います。先ほど来ございましたように、持続可能な市街地の実現、その中で既存ストックの活用をどうしていくかという課題になってきていて、集団規定側でもそういう大きな課題に対してどう対応するかという話になっています。まずそもそも都市の構造、大きな構造のあり方とか用途、密度、容積等の配置の大きな戦略が都市計画側で最初にあり、その戦略に対応して集団規定側で個別の戦術、手法、ツールを組み合わせているわけです。結果として今、都市計画側で大きな用途地域のゾーンの指定そのものをがらりと大きく変えられる状況でもなく、あるいは用途地域の面的な指定基準を大きく変更しているという状況でもないでしょうし、今回の資料でいうと162ページに建築基準法の用途別表が示されていますけど、この用途別表も、法律の本体に規定されているのでこの内容を大きく見直すために法律を簡単に改正できる状況でもないという中で、既存市街地ストックの活用が前提となる中で、新しい社会ニーズに対応する必要があるときに個別にその場所に応じてどうやって柔軟に解決策を探してゆくかということであれば、今日の資料でいうと162から168ページにいろいろ詳細の資料が出ていますけども、48条特例許可をかなり柔軟に戦略的に使っていかなければいけないという状況によくも悪くも置かれているのかなというのが個人的な今日の時点での見解であります。

167、168ページに、特例許可を出すに当たって、個別の状況に応じて許可条件をいろいろ細かくつけていくことができるということですけども、どうしてもこの用途別表を見ていただくと、建てられる用途、建てられない用途、マルかバツしか規定がないということで、特例許可は、例外的にバツをマルにするという制度になっています。行く行くこういう状況が続いていくのであれば、アメリカのゾーニング制度と日本は類似しているところがありますけども、アメリカでは、マルかバツしか規定がないのではなくて、最初から事前明示で三角のようなカテゴリで、条件付で許可し得る、あるいは不許可にもなりうる、マルもバツにもできるカテゴリが設定されてそれに対応する審査手続きルートがあります。それと同じにしなければいけないというわけではないんですが、日本でもこの48条許可の柔軟性について、あくまでも例外的な方法なんだというんじゃなくて、もしこのストック活用ということを前面にしていくのであれば、もう少しこれが積極的に使われるような方法論として今後どう発展していくかというのが一つの課題かなというふうに個人的には認識し

ておりまして、いろいろ議論を深めることができたらということを思案しております。

もう一つは、今日は深入りしないですけども43条許可の話もいろいろここに書いてありますし、あとは容積率規制について、都市局側でもいろいろ開発利益の還元との関係で容積率ボーナスのあり方、いろいろ検討いただいているかと思いますが、そういったことも検討を深めるべき課題かなというふうに認識しております。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。たくさん御意見をいただきました。ありがとうございました。

これを受けまして、審議官のほうから一言、お話をいただけますでしょうか。

【審議官】 多岐にわたる御意見ありがとうございます。大変感謝申し上げます。

今回、正直申し上げて、身の丈を超えた大きな風呂敷を広げている感じがございます。この風呂敷をきれいに畳むことができるのかどうか、今は我々、自信はありません。ただ、一生懸命議論はしていきたいというふうに考えております。しかしながら、身の丈を超えたということもありますし、それから目先の法改正だとか制度改正を強く意識した議論ではなくて、もう少し長いタームの議論をお願いしております。そうしますと、実は国交省だけの制度改正云々の取組では限界があります。その点ぜひ御理解をしていただきたいと思います。国交省の取組だけで、今様々議論していただいている課題が万事解決するわけではないと思います。むしろ、大学から来ている先生方は、大学教育は何をすべきか、建築学会は何をすべきなのか、団体から来られている方々は、団体として、建築士の団体として何をすべきなのか、それから建設業の団体として何をすべきか、そういった業界で例えば技術的な知見を取りまとめていくだとか、そういう流れが一緒になって、初めて今回議論していただいていることが一つの方向性を持って、その後実現をしていくんじゃないかなと思っています。

今回の議論や、この議論の成果を実りあるものとしたいと我々も思っておりますし、当然委員の先生方もそういうお考えで参加していただいていると思っています。この場の議論だけではなくて、団体、それぞれ皆様方の背後の社会が一緒になって行動していかないと、多分この問題には答えられないんだと思っています。ぜひそういった方向感で今後議論を進めていただければというふうに思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【分科会長】 ありがとうございます。大きなうねりとして動かしていくような仕掛けが必要なのかなというふうに感じております。皆さんの御協力、よろしくお願いしたいと思います。ありがとうございます。

ちょっと長引いてしまいましたけど、申し訳ございません。

では続きまして、議論の3に移りたいと思います。議事の3は、住宅性能表示制度の見直しについてでございます。

この審議事項につきましては、本日は議決までは行いませんけれども、パブコメの実施の後に、書面で建築分科会の本委員及び臨時委員に議決をいただく予定としてございますので、よろしくお願いいたします。

では、本分科会における審議に当たりまして、事務局より御説明をお願いいたします。

【事務局】 資料6の27ページから御説明をいたします。

分科会の委員の皆様には、住宅性能表示制度に関しまして、特に最近のほかの法令改正に伴いまして形式的な改正がありまして、書面の議決をいただいております。この場を借りてお礼を申し上げたいと思います。

性能表示制度については33ページ34ページにあるんですけれども、まず今回は29ページのほうを御覧いただきたいと思います。住宅性能表示制度は全部で10分野ございまして、34ページにあるんですけれども、代表的な一つが、温熱環境・エネルギー消費量に関することとなっております。住宅性能表示のいわゆる省エネ等級と言われているものになります。

この省エネ等級には2つ要素がございまして、温熱環境をはかる断熱等性能等級と、エネルギー消費量をはかる一次エネルギー消費量等級というのがございます。これらについては最初、省エネ、今の建築物省エネ法のもっと前からですけれども、最初期の基準である昭和55年基準というのがありまして、それを指標として性能水準の違いを反映した等級が設定されています。それから、都市の低炭素化法というのが10年ちょっと前に制定されたんですが、その際に低炭素建築物認定制度が導入されまして、単一だった省エネ等級が、現行の2つの要素になったと、そういう経緯がございます。現在は、そこにある29ページのとおりなんですけど、この4月から義務化された建築物省エネ法の基準、これが等級4なわけなんですけれども、その水準が2030年に引き上げられた場合、いわゆるZEH水準となりますけれども、その水準が、断熱では等級5、一次エネでは等級6という設定になってございます。これについてZEH水準を上回る等級の有無を見ると、左側の断熱等級については2つほどあるわけなんですけれども、一次エネではその上がないという状況になっております。

ここで1つページ戻っていただきまして、28ページですけれども、昨今のZEH水準の住宅の普及状況をグラフで書いているんですけれども、それから最近閣議決定された各種

の政府計画の内容を簡単に御説明いたしますと、住宅性能表示制度のいわゆる建設性能評価を取得した住宅につきましては、先ほどの一次エネの最上位の等級である等級6の取得状況が9割弱ぐらいまで来ているという現状がございます。それから、エネルギー基本計画でありますとかGXビジョンといった住宅性能表示制度の基準充実というのも政府目標として政府計画に閣議決定されていると、そういう状況でございます。こうした状況を踏まえて、一次エネ等級に、断熱等級同様に、ZEH水準を上回る等級を2つ創設したいというものでございます。詳細については30ページのほうで御説明をいたします。

新たに創設する一次エネ等級の等級7、それから等級8につきましては、等級6の上位でございますので、建築物省エネ法がもともとありますので、その基準も踏まえた等級6を踏襲すると、評価基準とか再エネのカウントの仕方について、そういうのを踏襲したいと思っております。それから、現在の市場の実態等を勘案しつつ、その水準も定めたいと思っております。それから、評価基準のところにありますけれども、等級7はBEIでいうと0.7、等級8はBEI0.65を数値のメルクマールとしたいと思っております。再エネの扱いは等級6を踏襲した整理をしております。表示方法のところにありますとおり、「等級6以上にあつては」とするほか、再エネ利用促進の政府計画もでございますので、再エネ設備による一次エネルギー消費量の削減率そのものも記載できることとしたいと思っております。

ここまでが審議をお願いしたい事項でございまして、先ほど分科会長から冒頭御案内ありましたとおり、パブリックコメントを実施し、建築分科会の委員の皆様には、書面になりますけれども、議決の手続をお願いしたいと考えております。その時期につきましては、事務局としては夏頃を考えてございます。

それからもう一つ、中間的な検討の方向性について、本日の審議事項ではないのですが、31ページのほうで2点ほど御説明をいたします。

まず1点目といたしまして、先ほどの一次エネルギー消費量の上位等級の創設に関連する話になるわけですが、2050年カーボンニュートラルの実現に向けまして、2030年の目標として、いわゆる現行のZEH水準にしていくということがロードマップに示されております。建築物省エネ法の基準は、建築基準法の構造基準などと同様、義務基準になりますので、住宅性能表示制度の中では義務基準レベルは等級1と整理されていることから、2030年の建築物省エネ法の基準改正がされた場合に対応が必要になると思っております。参考イメージが32ページにありますけれども、等級のあり方とか等級の名称について、いずれ御審議をいただく場面があるかなというふうに考えてございます。

次に２点目、また１つ戻っていただきまして、住宅性能表示制度そのものでございますけれども、２０００年に住宅品質確保法が施行されていまして、ちょうど四半世紀がたった状態です。例えば劣化の軽減、いわゆる耐久性につきましては、おおむね２５年から３０年を一世代とカウントすることとなっていますが、それが等級１になっております。初期の評価がついた住宅は、まさに等級２の世界に入っていくような状況でございます。

それから、先ほどもございましたけれども、能登半島地震の評価をつくばにある研究所の皆さん方にさせていただいたんですけれども、構造の上位等級のものについて、そのほうがやっぱり被害が少ないというようなデータもございまして、こうした品質確保法施行後の実態、あるいはデータの調査を行いながら、昨今いろんなテーマがございます。例えば防災とか防災とかレジリエンス性能とか、そういったものに対する社会的なコンセンサスの変化などを踏まえまして、例えば住宅地分科会で進められている次期住生活基本計画の議論、それから研究所で進めている性能評価総プロの進捗状況、それから、特別委員会で報告書がまとまっておりまして、それについて、住宅の維持管理についての御提言がございましたので、多方面の知見を生かしまして、住宅性能表示制度のあり方等について、まずは事務的に検討を進めていきたいと考えてございます。

その他参考資料として、GX実行会議ワーキング資料などをおつけしておりますが、住宅生産課からの説明は以上となります。審議事項についてよろしくお願いいたします。

【分科会長】 ありがとうございます。ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございましたらお受けしたいんですが、時間が限られておりますので、この場では１つか２つぐらいに限らせていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。そう言う手を挙げにくいかな。すみません。おられますか。

どうぞ。

【〇〇専門委員】 〇〇です。３２ページの一次エネルギーの件ですが、JBNでは今年４月から、脱炭素社会に向けたロードマップの改定版を公開しており、まさにこの内容に即していまして、内容は賛成しております。一方で、東京都さんでは既にBEIが０．５５という基準もつくっていますので、ここはもう７、８と言わず、９、１０までつくってしまってもいいのではと感じています。

一方で外皮断熱性能ですが、もともと等級６、７が、HEAT20という室内の温度の基準の数値がそのまま使われている中で、６と７の間が大きいというのがよく言われており、６．５を目指そうという言い方をしておりました。現在の等級５を１にするときに、現在の

6と7の間の新たな等級を位置づけてもよいのかなと思っています。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

オンラインから〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇専門委員】 ありがとうございます。〇〇です。

集合住宅に関するお話なんですけれども、断熱等級のほうですが、今現在0.87ぐらいのUA値を満たす集合住宅が多く造られているというふうに考えております。2030年といいますと、今造られている集合住宅が既存の形で見られることになるわけですから、0.87というのは0.6よりも下回りますので、等級がないということになるので、その辺りがちょっと懸念されるということでございます。

それと、少し前の私どもの調査で、3,000平米以上のZEH-M Readyを取得しているような集合住宅がどのぐらいあるかといいますと、二、三十件というオーダーで、当然0.6のUA値はクリアしますけれども、さらに上位の等級を取っているものがその半数以下というような状況がございまして、まだ件数が非常に少ないということがありますので、32ページの1、2、3という等級に変えるという話につきましては、もう少し様子を見て決める必要があるのではないかというふうに考えます。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。

それでは、オンラインでもうお二方おられるということですので、〇〇委員と〇〇委員、両委員からということで、まず〇〇委員からお願いいたします。

【〇〇専門委員】 〇〇です。私のほうからお話しさせていただきます。

今回の等級7、8の創設と、あと評価基準のBEI値、それと今後行われる等級の再整理の時期については賛同いたします。その上で、運用面について3点ほど要望を申し上げたいと思っております。

まず1点目が、等級6以上で太陽光発電設置による一次エネルギー消費量の削減率を併記可能という形でありますけれども、そのときにはWEBプログラムで明示されるように、WEBプログラムのほうを対応するようにしていただきたいということです。

もう一つ、2点目は、等級7、8の創設に伴って、省エネラベルとか見直しが図られると思いますけど、それ以外の性能表示制度と関係した、ほかの制度との整合性も併せて御検討

いただきたいというふうに思っております。

あと3点目、最後ですけれども、等級の整理についてですけれども、かなり大きく変わる形になりますので、現場での混乱が起きないように、円滑な切替えが実施できるように対応のほうを検討していただけたらというふうに思っております。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございました。

〇〇委員も御意見いただくのかな。

【〇〇専門委員】 いえ、〇〇さんから。

【分科会長】 よろしいですね。分かりました。すみません、失礼いたしました。

以上でございます。どうもありがとうございます。もしほかに、この1つ前の議論もそうですが、言い足りなかったということがあれば、後ほど事務局のほうに御連絡いただければと思います。

続きまして、議事の4でございます。これは報告事項でございますけれども、耐震改修促進法に基づく基本方針の見直しについてでございます。これも事務局からお願いいたします。

【事務局】 国において基本方針を定めておりまして、その見直しを予定しております。その内容について御報告させていただきます。

41ページをお願いします。住宅の耐震化の現状でございます。2023年、直近約90%の耐震化率になっております。下側に推移がございますが、ここ20年で15%伸びてきておりますが、右下の2030年の「おおむね解消」の目標達成は難しい状況になっております。

円グラフでございますが、赤の部分「耐震性不十分」が570万戸ございますが、その大半が戸建て住宅でございまして、戸建て住宅の耐震化が必要だという状況でございます。

全国の耐震化率9割でございますが、9割の市町村で、この9割を下回っております。また、耐震化率が低い自治体ほど高齢化率が高いという状況もございまして、高齢者世帯が居住する住宅の耐震化が必要だということが課題になっています。

2枚進んでいただきまして、こういった状況を踏まえまして、基本方針の見直しを考えております。

まず、目標でございます。住宅の目標でございますが、今、令和12年でございますが、5年スライドさせていただきたいと考えております。建築物につきましては、昨年秋の別の

部会で報告させていただいておりますが、耐震診断義務付け建築物について、対象を重点化して、病院、店舗などの大規模な建築に関する目標に変えさせていただきます。

取組内容でございますが、住宅に関する取組につきましては、高齢者向けのリバースモーゲージの住宅ローンを拡充しましたので、この活用を促していきたい。また、省エネ改修のニーズがございますので、それに合わせた耐震改修を促進していきたい。2000年以前の木造住宅の耐震性確保に関することについても言及していきたいと思います。建築物でございますが、耐震診断義務付け建築物について、公共団体の目標設定を促すということとか、避難路沿道建築物の状況の可視化としてマップの作成なども促していきたいということを考えてございます。こういった内容で見直しを考えております。

以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございます。今のようなことで見直しをお考えということでございます。

それでは、これで審議事項いずれも終わりました、先ほど申しましたように、まだちょっと言い足りないということがありました場合には、事務局のほうまでメール等で御連絡をいただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

これで終わりでございますので、進行を事務局のほうにお戻ししたいと思います。どうぞよろしくお願いします。長引いてすみませんでした。

【事務局】 分科会長、ありがとうございます。委員の皆様におかれましても、長時間にわたる御審議、御意見いただきありがとうございます。

次回の分科会ですが、先ほど資料5でも御説明いたしましたとおり、9月から10月にかけて開催を予定しております。委員の皆様には、後日、日程調整の御連絡を差し上げますので、よろしくお願いいたします。

また、先ほど分科会長からも御案内ありまして、私からも述べましたが、追加の御意見ですとか、もしくは団体としての御意見、こういったものもございましたら、事務局までお寄せいただけますと幸いです。次回の会議にて、いただいた御意見等は整理して、御紹介できればと考えております。よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、第47回建築分科会、第21回建築基準制度部会及び第25回建築環境部会の合同会議を終了させていただきます。本日は、貴重なお時間、御意見を賜り、誠にありがとうございました。どうもありがとうございます。

— 了 —